

## 大船渡市立小中学校通学区域設定委員会規程

昭和46年8月10日教育委員会訓令第1号

(設置)

**第1条** 市立小中学校の適正な運営を期するため、大船渡市立小中学校通学区域設定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

**第2条** 委員会は、教育長の諮問に応じ、市立小中学校児童生徒の通学区域に関し、審議する。

(組織)

**第3条** 委員会は、委員13名をもつて組織し、その委員は、大船渡市の区域内の知識経験者のうちから教育長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 委員に欠員を生じたときは、後任の委員を委嘱し、その任期は前任者の残任期間とする。

(会長)

**第4条** 委員会に会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は会務を統理し、会議の議長となる。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第5条** 委員会は、教育長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

**第6条** 委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

附 則

この訓令は、昭和46年8月10日から施行する。

附 則 (平成13年12月26日教委訓令第2号)

1 この訓令は、平成14年1月1日から施行する。

2 この訓令の施行の日から平成15年3月31日までの間に委嘱される大船渡市立小中学校通学区域設定委員会の委員の任期は、改正後の大船渡市立小中学校通学区域設定委員会規程第3条第2項の規定にかかわらず同日までとする。